

福井県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時 令和2年12月1日（火）午後2時00分～

2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール

3 出席者

委 員：原田進男、此下美千雄、竹原正二、田辺喜代春、橋本恵美、天谷菜海、
坂口奈美、多田照代、田原大輔

事務局：石田書記長、領家書記長補佐、光谷書記長補佐、松宮書記、山下書記、
西村書記

4 欠席者

委 員：水口亜樹

5 農林水産部水産課長あいさつ

6 仮議長の選出

7 会長および会長代理の互選について

8 議事録署名委員

9 議 事

（1）報告事項

・内水面漁業管理委員会について

（2）諮問事項

・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について

（3）その他

・内水面漁場管理委員会について

原田会長：それでは、ここから私が議事を進めさせていただきます。

議事に入る前に議事録署名委員の指名をいたします。本日の署名委員は、天谷委員と此下委員にお願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります。報告事項の内水面漁業管理委員会の概要について、事務局から説明を願います。

事務局：それでは、事務局から1つ目の報告事項、内水面漁場管理委員会についての報告をさせていただきます。申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。

資料No.1－1、1－2、1－3、そして1－4が該当の資料になります。

それでは、資料1－1を御覧ください。まず、1つ目、当内水面漁場管理委員会につきましては、漁業法に基づいて各都道府県によって設置されるものでございます。また、これとは別に、地方自治法のほうにも都道府県に置かなければならぬ執行機関として、5つの行政委員会が決められておりまして、そのうちの一つが当内水面漁業委員会になってございます。

そして、この委員会の目的ですけれども、資料1－1の1番目の項目の3行目の中ほどからが、目的になってくるんですけれども、当該都道府県の区域内、こちらの内水面における水産動植物の採捕であったりとか、増殖、それに関する事項、そういうものを処理することというふうに法律のほうで定められております。

また、当委員会の委員につきましては、2つ目の項目になるんですけれども、漁業法の中で委員につきましては、定数が原則10名というふうに定められておりまして、その10名の構成につきましては、漁業者の代表の方、採捕する者、いわゆる遊漁者の方ですね、学識経験者の中から知事が選任するということになっております。

それぞれの委員さんのその区分につきましては、この次第の次の辺りについております委員名簿、こちらのほうに区分をつけさせてもらっております。漁業者、遊漁者、学識経験者というふうになって、委員さん方にこちらのほうからお願いをしているところでございます。

また、(2)のほうの委員会と委員の性格というところに、当該委員さんのことについて、また、法に定められておるところを列挙しておるところなんですけれども、何度か話題に出ておりますが、委員の任期につきましては4年というふうに法律のほうで定められておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、委員会につきましては、過半数の方が出席しないと成立しないという内容等にもなっております。

また、アイウエオのオになりますけれども、ここに書いてある審議をするときに、必要があると認めるときは、報告の徵収とか、調査・検査の実施を行うとなつておりますので、もし審議とかの必要がある場合は現地視察であるとか、こういったものが必要だというふうに言っていただければ、また事務局のほうでそういったものを設定していけるようにさせていただきますので、また御意見等をいただけたらと思っております。

そして3つ目、委員会の機能および権限につきましては、こちら、まず諮問機関〔知事からの諮問に対する主な答申事項〕というのを片仮名で列挙しておりますけれども、主に漁業権に関して処分する場合につきましては、必ず当委員会のほうに諮問を諮る必要があります。どういったことが漁業権に関するかというのは、片仮名でいきますアから、そして2ページ目のケまで、こういったところが漁業権の変更とか免許、あるいは取消しであるとか、変更、そういうしたものに關するとおりになっているのが列挙しております。

そしてまた、2ページのほうになりますけど、調整規則の制定・改廃等ということで、10月の中頃に当委員会のほうで漁業調整規則のほうの改正に係る諮問等をさせていただきました。

それにつきましては、本日、12月1日ですけれども、改正された漁業法、本日から施行になりますて、それに併せて福井県のほうの漁業調整規則というものも改正されて、本日から施行という運びになっております。

そして、サとシ。サにつきましては、第5種共同漁業権者に対する増殖命令、そしてシの遊漁規則の制定または変更認可ということがありまして、ちょっとこれにつきましては若干補足説明ということで資料No.1－2を御覧いただけたらと思います。ちょっと資料が飛んで申し訳ないんですけども、1番目と2番目です。まず、内水面漁業の性格といたしまして、ほぼこのまま読ませていただくんですけれども、内水面の漁業につきましては、海のほうとは違いまして、専業でやっている漁業者の方というのが少なくて、漁業を営まない一般の方が水産動植物を捕まえるという方が非常に多くございます。そういうこともありますて、海と違つて非常に河川とか湖が限られた区域になつてきますので、そういう方はたくさんの方が捕つていると、そもそも増殖しなければ資源自体が成り立たない性格というものが非常に多くございますので、そういう点で海の漁業とは大きく異なつてゐるという背景があります。

そういうことから、2つ目の内水面の管理というところに移るんですけども、内水面では、漁業協同組合を管理団体といたしまして漁業権を免許しています。それで、水面の管理、増殖を行うことと法のほうで定めているところでございます。

こういったことから、漁業者の以外の方が非常によく利用されているというこ

となので、資料1－1の先ほどのシの遊漁規則の制定または変更認可。この遊漁規則というものが、漁業者以外の方が魚を採捕する際のルールが定められています。規則の変更については知事から当委員会のほうへ意見を聞く必要がございます。

(2)の建議機関ということで、免許後、漁業権のほうの条件を付ける場合にも積極的に意見を建議することができますし、あと決定機関、委員会、漁業権の行使であるとかについても指示であったりとか、あと、内水面の動植物を採捕するときの指示を委員会ですることができます。こちらのほうの委員会指示の規制につきましては、また資料が飛んで申し訳ないですが、資料1－2の2ページ目に内水面における規制とか制限というものが書かれておりまして、主に内水面の規制は3つです。

(1)、内水面漁業調整規則というふうに書いてあるんですけど、先ほど言いました調整規則を改正したということで、実は調整規則が以前は、昨日までは海のほうの漁業調整規則と内水面のほうの漁業調整規則2つに分かれていたのですけれども、こちらのほうが一本化、統合された形になっておりますので、福井県では福井県漁業調整規則という名称に変わっております。

そのほか、漁業法の120条、委員会指示ということで、うちの県ではコイヘルペスウイルスに関して、水域をまたいだ移動を当委員会の指示によって規制をかけているというようなものがあります。

また、先ほど一般の方の採捕、漁業権での採捕というところで説明しましたように、遊漁規則ですね。そのほか、漁業者の方が捕るときにつきましては、行使規則というものを、同様のものをつくりまして、自分たちもそのルールに従って捕っていると。主にこういった内容で規制とか制限を設けて、ルールを設けて採捕している状況でございます。

そういうものについて、委員会のほうでいろいろと諮っていただくということになっております。

3ページ目と4ページ目につきましては、本県での漁業権の登録の一覧を設けております。3ページ目のほうが、第5種共同漁業権。河川・湖沼の制限に関し、どういった魚種が漁業権に設定されているかというものですし、4ページ目のほうが区画漁業。いわゆる養殖しているところに出している漁業権の免許という内容となっております。こちらのほうはまた参考にしていただければと思います。

続いて、資料1－3、こちら今後の当委員会のほうのスケジュールの予定をまとめさせていただいたものになります。

内水面の漁場管理委員会といたしましては、大体年5回程度開催することになるかなと、これまでの経験としてはなっております。いつ頃、どういった委員会を開くことになるかといいますと、次は年が明けておよそ2月前後になるかと思うんですけども、先ほど言いましたように、内水面のほうでは増殖をしないと

資源のほうの管理ができないということなので、どこの漁協さんにどれだけ漁業権魚種を増やしていただくかというふうなことを当委員会のほうに諮らさせていただきます。それを決める協議を2月頃に開かさせていただきます。

そして現在、コイヘルペスウイルス蔓延防止のために委員会指示を出しておりますので、それが毎年、3月末で切れるものですから、それに関する協議をさせていただくので、この時期で再度開かさせてもらうことになるかと思います。

そして次、5月になるんですけれども、大体この5月というのが県内の漁協さんの総会が終わったぐらいのタイミングであり、アユ釣りが始まる前の時期ですので、遊漁規則の遊漁料金の変更がこの時期に上がってくることが多いので、もし上がってくればこのタイミングで委員会を再度開かさせてもらうことになるかと思っております。

そして、夏、8月ぐらいになりますと、委員会として国への要望を上げていくに当たっての提案項目について協議を開かせていただきます。

そして、10月、こちらのほうも遊漁規則。今度は料金というよりも遊漁権の販売をしている店舗であったりとか、あるいは遊漁規則の内容です。漁法であったり、漁具などの制限とかの変更点が上がってくるケースが多いのですが、そういったことが上がってくれば審議します。こういったことが上がってくると、大体年5回程度の開催になるかなと思います。

これとは別に、漁業権切替年。次は令和5年度が漁業権の切替えの年になるんですけれども、その年になりますと、これ以外に恐らく一、二回、審議いただくことが増えるので、委員会の開催が増えるかなというふうに考えているところでございます。

あと、委員会とは別に、会長には中部ブロックの協議会に出席いただきます。このほか、今年はコロナの影響で中止になったんですけども、全国の委員さんから希望者を集めた研修会が開催されますので、またそういった案内があれば委員の方々にも参加していただけたらと思っております。

あと、参考までに、資料1-4につきましては、当委員会の運営規定をつけさせてもらっております。これには、先ほどの会長の互選であったり、会長代理の互選が規定されておりますので、また参考に見ていただけたらと思っております。ちょっと長くなりましたが、報告事項は以上になります。

原田会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問がございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移らせてもらうてもよろしいか。

・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について

原田会長：それでは次に、諮問事項の第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について、今

回は2件の申請がありました。事務局から説明を願います。

事務局：事務局の西村です。座って説明させていただきます。

まず初めに、お配りした資料の確認をさせていただきます。お手元に資料No.2-1から2-4はございますでしょうか。2-1と2-2でホチキスどめ、2-3と2-4でそれぞれホチキスどめをされております。資料の脱落などがあれば差替えさせていただきます。

ないようですので、説明をさせていただきます。

今回は奥越漁業協同組合及び若狭河川漁業協同組合の第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可申請について、福井県知事から当委員会に諮問がございました。

まず、奥越漁業協同組合の変更認可申請について説明させていただきます。

初めに、遊漁規則についてですが、この規則には遊漁に関する漁具、漁法、期間の制限や遊漁料などが定められております。

第五種共同漁業の免許を受けた内水面漁業協同組合がこれを定め、県の認可を受けることでその効力を生じることとなっております。

そして、県知事は、この遊漁規則の変更を認可する場合には、漁業法に基づき委員会の意見を聞かなければなりません。また、県知事は、変更の内容が遊漁を不当に制限するものでなく、遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであれば認可しなければなりません。

委員会では、この変更内容について審議し、内容を判断していただきます。

このことに関する手続の流れと根拠法令については、資料No.2-1の4ページ目と5ページ目のほうに参考資料としてつけさせていただきました。

また、資料No.2-2のほうには県からの諮問文及び奥越漁業共同組合からの変更認可申請書類をつけております。

では、今回の変更内容について御説明させていただきますので、資料No.2-1の1ページ目を御覧ください。

今回、奥越漁業協同組合から遊漁規則に示されている遊漁承認証の取扱店舗を1件追加するという申請がありました。ページを1ページめくっていただき、2ページ目、3ページ目に取扱店の一覧表を載せております。

こちらは新旧対照表となっておりまして、赤で線を引いた箇所が今回申請のあった追加の部分となります。

この道の駅「越前おおの荒島の郷」は、令和3年の4月22日に開業を予定しています。今回の遊漁承認証の取扱店舗を増やすことは、遊漁者の利便性を向上させることとなるため、遊漁を不当に制限するものではなく、また遊漁料に関する変更はないため、事務局としては変更認可が妥当だと考えます。

それでは、この変更について委員会のほうで御審議のほうよろしくお願いいいた

します。

原田会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問はございませんか。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

原田会長：ないようですが、それでは奥越漁業協同組合の第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可に関しましては、内容が適正であると県に答申することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

原田会長：異議なしの声がございました。

それでは続けて、同じく諮問事項の第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について事務局からの説明を求めます。

事務局：それでは次に、若狭河川漁業協同組合の変更認可申請について説明させていただきます。

こちらも先ほどと同様に、遊漁を不当に制限するものでないか、また遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかの2点を御審議いただきます。

資料の構成としては、先ほどと同じで、資料No.2－3に変更の概要、資料No.2－4に県からの諮問文と若狭河川漁業協同組合からの変更認可申請書類をつけております。

それでは、資料No.2－3の1ページ目を御覧ください。

今回、若狭河川漁業協同組合からやまめとあゆの遊漁期間の変更に関する申請がありました。今回対象となる漁場は、見出しに記載のとおり、内共第11号と内共第13号の2つの漁場です。

地域的には、小浜市沿岸に流れ込む河川の北川と南川の支流、本流となります。変更の内容につきましては、1枚めくっていただき、2ページ目の新旧対照表を御覧ください。

現行の遊漁期間の場合、あゆは組合が公表した解禁日から11月30日まで、やまめは2月1日から8月31日までと定められております。

変更点としましては、あゆの遊漁期間を6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間、やまめの遊漁期間を2月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間とするというものです。

この変更の理由としては、現行のやまめの解禁日では年によっては十分成長していない小型のやまめが採捕されるおそれがあることや、やまめとあゆの遊漁期間の終了日は、現行ではそれぞれ固定されておりまして、年ごとに変動する資源状況に応じた柔軟な措置を講じることができないということが背景にあります。

柔軟な措置のイメージとしましては、やまめの成長が悪いと思われる年は、そ

の解禁日を遅くしたり、やまめやあゆの資源量が悪いと思われる年には遊漁の終了期間を早めたりするなどが考えられます。

今回の変更は遊漁料に関する変更ではないため、その辺の審議は不要と考えます。

次に、遊漁を不当に制限するものかどうかという点についてですが、漁業協同組合に属する組合員の採捕についても、漁業権行使規則に基づく制限というものがあります。

今回の遊漁期間の変更に伴い、漁業権行使規則についても 3 ページに記載のとおり、遊漁規則と同じ制限を組合に課すこととしておりますので、今回のこの申請は、遊漁を不当に制限するものには当たらないと考えます。

それでは、これについて委員会のほうで御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

原田会長：ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問はございませんか。

田原委員：こういった漁協自体で恐らく遊漁期間というのを変えれるというのは、県内ほかの漁業組合でもやってることなんですか。

事務局：遊漁期間の変更については、毎年、数件申請いただいているようなものになつております。

田原委員：そうすると、ほかの県内のいろんな漁協もそれぞれこういった固定じゃなくて、その年に合わせたことをやっていると。ちなみに、どれぐらいあるんですか、現在は。

事務局：県内では事例というのは多くはないんですけども、1 件、佐分利川漁業協同組合のほうではあゆに関して、組合が定めた日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間としておりまして、今回、申請があったような期間を遊漁規則のほうで定めています。

ただ、ほかの漁業協同組合では余り多くない事例です。

田原委員：はい、分かりました。

原田会長：ほかに何かございませんか。

彌田委員：やまめについては長くなってしまうと思うんですけど、そういう意味合いでないんですか。8 月 31 日までだったのが 9 月 30 日まで。年によっては延ばすこともあるということですかね。

事務局：はい。年によっては延ばすことも考えられます。ただ、今回の趣旨としては、資源が減ったときの措置というものをメインに考えているところです。

彌田委員：日付については県の規則に合わせたというところもあるんですか。9 月 30 日というその日付なんですけれども。

事務局：はい、そうです。福井県内では、まず類の採捕期間について漁業調整規則のほうで 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日までが禁止期間となっておりまして、これ

を避ける形で9月30日までの期間内としております。

多田委員：はい、分かりました。実際は早く終わっても大丈夫ということですね。

分かりました。

原田会長：いいですか。

多田委員：はい。

原田会長：ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

原田会長：ないようですので、それでは若狭河川漁業協同組合の第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可に関しましては、内容が適正であると県に答申することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：異議なしと認めます。

・その他

原田会長：それでは、その他の事項に移ります。

何かございませんか。

田原委員：質問でもいいですか。

原田会長：なんでも結構です。

田原委員：私、今回初めてなんですけど、さっき知事も言われてた、この委員会の中で、外来魚の管理というのも非常に大きな役割だと思うんですけど、外来魚の特定外来魚種はもう法律上、移すとか動かすということは禁止されているんですけど、例えば、ほかの県の事例とか見てみると、外来魚の再放流の禁止ということを各県の漁業委員会で委員会指示という形で出しているところもあるんですけど、福井県の場合は、そういった委員会指示とか、そういったものはあるんでしょうか。

さっきは例でコイヘルペスの例があったんですけど、外来魚に関してそういうしたことっていうのは何かありますか。

事務局：コイしかないです。

田原委員：多分、皆さんもいろいろ御存じだと思うんですけど、九頭竜川水系の中の九頭竜ダム、要は九頭竜川の中の一番上のところに今、コクチバスが入ってて、県とか駆除もされているんですけど、ラージマウスのようにあったかいやつとは違つて、冷水性のものなので、九頭竜川水系の一番上に種（たね）があって、それが根絶、なくならない限りは逸脱して出てくると、下のほうの九頭竜川水系の全域に広がっていくという、その辺が個人的には気になっていて、外来魚は早く手を打っておかないと、一旦広がり出すともうラージマウスとかブルーギルと同じように、すごく広がっていくので、その辺り、ほかの県とかだと結構幾つかの県で

はそういう委員会指示という形で再放流の禁止ということを出しているんですけど、その辺りのほうの何か対策とか、そういうことっていってるのは、どれぐらい協議というか、その辺というのは何か取組というか、あるんですか。

事務局：過去にこの委員会でリリース禁止についてもちょっと検討したらどうかという話題が出たことがあったんだけど、それについて今状況は。

事務局：今はまだ進んでない状態です。

天谷委員：それ、どういうふうに進めていけばいいんですか、ちょっとそこが分からぬんです。意見だけ出て、実際に。

原田会長：単協から上がってきたものを県が補助金を出して採捕するというような、補助するというような。

事務局：その補助事業はございますね。

田原委員：駆除をやられてるっていうのは知ってるんですけど、そうじゃなくて、規制で何かしら管理をしていかないと、例えば下のほうの下流のため池で非常に閉鎖的なところで、あんまりつながりのないところだとそれほど人が動かすとか、そういうことがない限り広がらないんですけど、九頭竜川水系の一番上の上流のところが、要は種（たね）になっているので、当然、ダムですし、何かあったときにそこから常に下のほうに、全域に広がっていく可能性というか、危険性のルートを持っているので、その辺りっていうのは、もちろん駆除ということもあるんですけど、あれだけ大きなダムなので、普通のため池とは違って、例えば水を抜いて全部干上げして駆除というのはできないので、そのリスクというものはやっぱり物すごく大きいと思うので。ほかの県だと委員会で一回釣り上げたものはもう放さないという指示を出すという事例もあるので、そういうことを委員会としてやっていくというような方針とか、そういうことはないんでしょうかという。

原田会長：今そんなのないな。

事務局：そうです。ただ、当然、漁業者側の意見あるいは遊魚者の意見も聞く必要もございますし、あと委員会指示を仮に作ったところで、その後どうやって監視していくんだといった、監視の体制も考えていく必要がございますので。

すみません、まずは他県の状況を調べさせていただいて、その上で本県としてまたどう進めていくべきかというのを改めて御提案というか、こちらの事務局の案をまた御提示させていただきたいなというふうに思います。

田原委員：そうですね。外来魚はやっぱり早く手を打たないと、もう広がってきた段階では駆除が難しくなるので、外来魚ほど早めに動いていただきたいなということが1点です。

事務局：はい、わかりました。

田原委員：もう1点なんんですけど、さっき今年度の計画でいろいろ委員会で議論していくという中で、漁協組合の目標増殖量とか、そういう算定をするときに、今、恐

らく稚魚の放流量とかで算定されてると思うんですけど、例えば産卵場造成とか、やまめなんかにしても今稚魚放流がメインですけど、例えば発眼卵放流をしたときにはどういう換算をすることになるのか、その辺のルールのようなものがあるのかということを教えてください。

事務局：まず産卵床と、あと発眼卵放流のほうにつきましても、水産庁が、その報告書、換算式を示されておりますので、本県もそれをそのまま引用させてもらう形で対応させていただいております。

田原委員：それって、何かこんな形で出てます？

事務局：出でます。ホームページも検索をかけるとその換算式とか出できますし、また福井県のほうでも算定式、産卵床造成であつたりとか、発眼卵とか、それを引用といいますか、そのまま使わせてもらっておりますので。

田原委員：もし可能でしたら、ちょっとそれをいただきたい。

事務局：分かりました。

田原委員：多分、恐らくこれ議論するときにもそういう資料があると増殖量算定のときにも参考になると思うので、今回終わった後でもいいですけど、そういう資料をちょっと見せていただきたいなと。お願ひします。

事務局：分かりました。

原田会長：じゃ、それは後日、また資料の提出のほうお願ひします。
ほかにございませんか。

天谷委員：今、田原委員さんのコクチバスの件なんですけど、要するに中流域で昨年から確認されているんですが、御存じだと思うんですけど。もう来年、もうすぐ2月にサクラマス釣りも解禁することですし、それで県とか漁協のほうでも、もし釣り人がコクチバスを釣ったときに、そのままリリースせずに提供してほしいという話を、もう既にされていると思うんですけども、数、実際にはそういうのは集まってないと思うんですよ。なので、来年のサクラマス釣りの解禁に向けて、その辺りのシステムというのをもうちょっと強化していただきたいなと思います。

それで、いろいろやらないといけないことがあると思うんですけど、サンプルを内水面センターに持ち込んで、コクチバスが何を食べているかというような内容物のデータを蓄積していくっていただけることも大事じゃないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

原田会長：要望ですか。

天谷委員：はい、要望です。

原田会長：では、よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

原田会長：特にないようですので、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

本日は御苦労さまでした。

事務局：ありがとうございました。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和3年2月2日

福井県内水面漁場管理委員会

会長

原田進男

議事録署名員

委員

北下美千雄

委員

天谷菜海